

# 標準貨物自動車運送約款

平成 年運輸告示第百七十五号

最終改正令和六年 国土交通省告示第百十号

## 目次

- 第一章 総則 第一条 - 第十条
- 第二章 運送業務等
- 第一節 通則 第三十一条 - 第三十八条
- 第二節 運送の申込み及び引受け 第四十一条 - 第四十七条
- 第三節 積付け 第四十八条
- 第四節 貨物の受取及び引渡し 第四十九条 - 第五十六条
- 第五節 指図 第五十七条 - 第五十八条
- 第六節 事故 第五十九条 - 第六十一条
- 第七節 運賃、料金等 第六十二条 - 第六十八条
- 第八節 責任 第六十九条 - 第七十条
- 第九節 連絡運輸 第七十一条 - 第七十二条
- 第三章 積込み又は取卸し等 第七十三条 - 第七十四条

## 第一章 総則

### (事業の種類)

- 第一条 当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。
- 第二条 当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。
- 第三条 当店は、特別積込貨物運送を行います。
- 第四条 当店は、貨物自動車利用運送を行います。

### (適用範囲)

- 第三条 当店の経営する一般貨物自動車運送事業に關する運送契約は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。
- 第二条 当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

## 第二章 運送業務等

### 第一節 通則

#### (受付日時)

- 第三条 当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。
- 第二条 前項の受付日時を変更する場合は、あらかじめ店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

#### (運送の順序)

- 第四条 当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質しやすい貨物を運送する場合又は他正当な事由がある場合は、この限りではありません。

#### (引渡期間)

- 第五条 当店の貨物の引渡期間は、次の日数を算した期間とします。
- 第一条 発送期間 貨物を受け取った日を含め一日
- 第二条 輸送期間 運賃及び料金の計算の基礎となる輸送距離百七キロメートルにつき一日。ただし、一日未満の端数は一日とします。
- 第三条 集積期間 集貨及び配達がする場合にあつては各一日
- 第二条 前項の規定による引渡期間の満了後、貨物の引渡しがあつたときは、これをもって延着とします。

### 第二節 運送の申込み及び引受け

#### (運送の申込み)

- 第六条 当店に貨物の運送を申込みする(以下「申込者」という。)は、次の事項を記載した運送申込書を提出しなければなりません。
- 一 申込者の氏名又は商号並びに住所及び電話番号
  - 二 貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数
  - 三 集貨及び配達又は発送及び到着の希望日時
  - 四 集貨先及び配達先又は発送地及び到着地(団地、アパートその他高層建築物にあつては、その名称及び電話番号を含む。)
  - 五 運送の荷種別
  - 六 運賃、料金(第十七条 項に規定する利用運送手数料、第二十四条に規定する機械時間料、第六十一条に規定する積込料又は取卸料及び第六十二条 第一項に規定する附帯業務料等をいう。)や、燃料サーチャージ、有料道路利用料、立替金その他の費用(以下「運賃、料金等」という。)の支払い方法
  - 七 荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号
  - 八 高価品については、貨物の種類及び価額
  - 九 第六十一条に規定する貨物の積込み又は取卸しを委託するときは、その旨
  - 十 第六十二条 第一項に規定する附帯業務を委託するときは、その旨
  - 十一 運送保険に付することを委託するときは、その旨
  - 十二 特約事項があるときは、その内容
  - 十三 本約款の内容について承諾する旨
  - 十四 その他その貨物の運送に關し必要な事項

- 第二条 前項において、当店が電磁的方法(電子情報処理機構を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて当店で定めるものをいう。以下同じ。)による運送の申込み方法を定めているときは、前項の運送申込書の提出に代えて、当該運送申込書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、申込者は、当該運送申込書を提出したものとみなします。
- (運送の引受け)
- 第七条 当店は、前条第一項の運送申込書の提出があつた場合において、申込者との協議により、当該運送を引き受けることをするとときは、次に掲げる事項を記載した運送引受書を交付します。

- 一 集貨及び配達又は発送及び到着の予定日時
  - 二 運賃、料金等の額
- 第二条 当店は、あらかじめ申込者の承諾を得て、前項の運送引受書の交付に代えて、当該運送引受書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、当店は、当該運送引受書を交付したものとみなします。

#### (貨物の種類及び性質の確認)

- 第八条 当店は、貨物の運送の申込みがあつたときは、その貨物の種類及び性質を通知することを申込者に求めることがあります。
- 第二条 当店は、前項の場合において、貨物の種類及び性質につき申込者が通知したことに疑いがあるときは、申込者の同意を得て、その立会いの上で、これを点検することがあります。
- 第三条 当店は、前項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるときは、これにより生じた損害の賠償をします。
- 第四条 当店は、第一項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるときは、申込者に点検に要した費用を負担していただきます。

#### (引受け拒絶)

- 第九条 当店は、次の各号の一に該当する場合は、運送の引受けを拒絶することができます。
- 一 当該運送の申込みが、この運送約款によらないものであるとき。
  - 二 申込者が、前条第一項の規定による通知をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意を与えないとき。
  - 三 当該運送に適する設備がないとき。
  - 四 当該運送に關し、申込者から特別の負担を求められたとき。
  - 五 当該運送が、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
  - 六 天災その他やむを得ない事由があるとき。

#### (高価品及び貴重品)

- 第十条 この運送約款において高価品とは、次に掲げるものをいいます。
- 一 貨幣、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手及び公債証券、株券、債券、商票券その他の有価証券並びに金、銀、白金その他の貴金属、イリジウム、タングステンその他の稀金属、金剛石、紅玉、緑柱石、琥珀、真珠その他の宝玉石、象牙、べっ甲、珊瑚及び各その製品
- 二 美術品及び骨董品
- 三 容器及び荷造りを加え一キログラム当たりの価格が二万円を超える貨物(動物を除く。)
- 第二条 前項第一号の一キログラム当たりの価格の計算は、一荷造りごとに、これをします。
- 第三条 この運送約款において貴重品とは、第一項第一号及び第二号に掲げるものをいいます。(運送の荷種別等不明の場合)
- 第十一条 当店は、荷送人が運送の申込みをするに当たり、運送の荷種別その他その貨物の運送に關し必要な事項を明示しなかつた場合は、荷送人にとって最も有利と認められるところにより、当該貨物の運送をします。

#### (荷造り)

- 第十二条 荷送人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送の荷種別等に応じて、運送に適するように荷造りをしなければなりません。
- 第二条 当店は、貨物の荷造りが十分でないときは、必要荷造りを要求します。
- 第三条 当店は、荷造りが十分でない貨物であっても、他の貨物に対し損害を与えないと認め、かつ、荷送人が書面により荷造りの不備による損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けることがあります。
- (外装表示)
- 第十二条 荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が必要ないと認めた事項については、この限りではありません。
- 一 荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所
  - 二 品名
  - 三 個数
  - 四 その他運送の取扱いに必要な事項
- 第二条 荷送人は、当店が認めたときは、前項自身に掲げる事項を記載した荷札をもって前項の外装表示に代えることができます。

#### (動物等の運送)

- 第十四条 当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送を引き受けたときは、荷送人又は荷受人に対して次に掲げることを請求することができます。
- 一 当店において、集貨、持込み又は受取の日時を指定すること。
  - 二 当該貨物の運送につき、付添人を付すること。
- (危険品についての特別)
- 第十五条 荷送人は、爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物については、その旨を当該貨物の外部の見やすい箇所に明記するとともに、あらかじめ、その旨及び当該貨物の品名、性質その他の当該貨物の安全な運送に必要な情報を当店に通知しなければなりません。

#### (連絡運輸)

- 第十六条 当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の運送機関と連絡して運送することができます。
- (利用運送及び利用運送手数料)
- 第十七条 当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の貨物自動車運送事業者の行う運送を利用して運送することができます。この場合において、当店は、あらかじめ、荷送人に当該貨物自動車運送事業者の商号又は名称等を通知します。
- 第二条 当店は、前項の利用運送を行うときは、第三十二条 第一項の運賃料金表に定める利用運送に係る手数料を收受します。
- 第三条 特別な手配を要する利用運送を行う場合は、前項の規定にかかわらず、別途見積もつた手数料を收受します。
- 第四条 第一項の通知を行わなかつた運送について、当店の責により利用運送を行う場合があります。この場合において、利用運送に係る手数料は收受しません。

## 第二節 積付け

#### (積付け)

- 第十八条 貨物の積付けは、当店の責任においてこれを行います。
- 二 シート、ロープ、建木、杭木、充てん物その他の積付用品は、通常貨物自動車運送事業者が備えているものを除き、荷送人又は荷受人の負担とします。

### 第四節 貨物の受取及び引渡し

- 第十九条 当店は、運送申込書に記載され、又は通知された集貨先又は発送地において荷送人又は荷送人の指定する者から貨物を受取り、運送申込書に記載された配達先又は到達地において荷受人又は荷受人の指定する者に貨物を引き渡します。(管理業務等に対する引渡し)

- 第二十条 当店は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる者に対する貨物の引渡しをもって荷受人に対する引渡しとみなします。
- 一 荷受人が引渡先不在の場合には、その引渡先における同居者、従業員又はこれに準ずる者
  - 二 船舶、宿舎、旅館等が引渡先の場合には、その管理者又はこれに準ずる者

#### (留置権の行使)

- 第二十一条 当店は、貨物に關し受け取るべき運賃、料金等又は品代金等の支払を受けなければ、当該貨物の引渡しをしません。
- 二 商人である荷送人が、その営業のために当店と締結した運送契約について、運賃、料金を所定期日までに支払わなかつたときは、当店は、その支払を受けなければ、当該荷送人との運送契約によつて当店が占有する荷送人所有の貨物の引渡しをしないこととがあります。

#### (指図の催告)

- 第二十二条 当店は、荷受人を確認することができない場合は、遅滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定め貨物の処分につき指図すべきことを催告することができます。
- 二 当店は、荷受人が、貨物の受取を拒み、又はその他の理由によりこれを受け取ることができない場合には、遅滞なく、荷受人に対し、相当の期間を定め、その貨物の受取を催告し、その期間経過後、さらに、荷送人に対し、前項の規定する指図と同じ内容の催告をすることができます。
- (引渡不能の貨物の寄託)
- 第二十三条 当店は、荷受人を確認することができない場合又は前条第二項の場合には、荷受人の費用をもって、その貨物を倉庫営業者へ寄託することができます。
- 二 当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。
- 三 当店は、第一項の規定により貨物の寄託をした場合において、倉荷証券を作らせたときは、その証券の交付をもって貨物の引渡しに代えることができます。
- 四 当店は、第一項の規定により寄託をした貨物の引渡しの請求があつた場合において、当該貨物について倉荷証券を作らせたときは、運賃、料金等及び寄託に要した費用の弁済を受けるまで、当該倉荷証券を留置することができます。

#### (引渡不能の貨物の供託)

- 第二十四条 当店は、荷受人を確認することができない場合又は第二十一条 第一項の場合には、その貨物を供託することができます。
- 二 当店は、前項の規定により貨物の供託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。
- (引渡不能の貨物の競売)
- 第二十五条 当店は、第二十一条の規定により荷送人に対して指図すべきことを求めた場合において、荷送人が指図をしないときは、その貨物を競売することができます。
- 二 前項の規定にかかわらず、損傷その他の事由による価格の低落のおそれがある貨物は、第二十一条の規定をしないで競売することができます。
- 三 当店は、前項の規定により貨物の競売をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。
- 四 当店は、第二項又は第三項の規定により貨物の競売をしたときは、その代価の全部又は一部を運賃、料金等並びに指図の請求及び競売に要した費用に充当し、不足があるときは、荷送人にその支払を請求し、余剰があるときは、これを荷送人に交付し、又は供託します。

#### (引渡不能の貨物の任意売却)

- 第二十六条 当店は、荷受人を確認することができない場合又は第二十一条 第一項の場合において、その貨物が腐敗又は変質しやすいものであつて、第二十一条の手続をとるいとまがないときは、その手続によらず、公正な第三者を立ち合わせて、これを売却することができます。
- 二 前項の規定による売却には、前条第二項及び第四項の規定を準用します。

## 第五節 指図

### (貨物の処分権)

- 第二十七条 荷送人は、当店に対し、貨物の運送の中止、返送、転送その他の処分につき指図をすることができます。
- 二 前項に規定する荷送人の権利は、貨物が到達地に到着した場合において、荷受人が貨物の引渡し又はその損害賠償の請求をしたときは、行使することができません。
- 三 第一項の指図をする場合において、当店が要求したときは、指圖書を提出しなければなりません。
- (指図に応じない場合)
- 第二十八条 当店は、運送上の支障が生ずるおそれがあると認める場合には、前条第一項の規定による指図に応じないことがあります。
- 二 前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷送人に通知します。

## 第六節 事故

### (事故の際の措置)

- 第二十九条 当店は、次の場合には、遅滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定め、その貨物の処分につき指図を求めます。
- 一 貨物の著しい滅失、損傷その他の損害を發見したとき。
  - 二 当初の運送経路又は運送方法によることができなくなつたとき。

